

第 7 5 7 回  
東京都青少年健全育成審議会  
議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

日 時：令和 6 年 10 月 11 日（金曜日）

**【出席委員】**

飯塚 美紀子 委員  
天日 隆彦 委員  
渡瀬 昌彦 委員  
伊藤 廣幸 委員  
加藤 美恵子 委員  
山下 陽枝 委員  
関口 哲也 委員  
とや 英津子 委員  
藤井 あきら 委員  
柳川 雅彦 委員  
稲澤 裕子 委員  
矢ノ目 真展 委員  
藤木 裕一 委員  
馬神 祥子 委員

**【事務局】**

若年支援担当部長 村上 章  
若年支援課長 山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日でございますが、報道関係者は 0 人。傍聴人は 8 人となっております。

それでは、傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 現在ご出席いただいております委員の方は 14 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は第 31 期の最初の青少年健全育成審議会でございます。

審議会開催に先立ちまして、生活文化スポーツ局生活安全担当局長の竹迫より皆様方に一言ご挨拶をさせていただきます。

○生活安全担当局長 皆さんこんにちは。生活文化スポーツ局の竹迫でございます。

本日は、委員の皆様方、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。第 31 期ということで開催にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様方には委員を引き続き、あるいは新たにご就任を頂き、心より感謝申し上げます。また、日頃より青少年の健全育成に多大なるご理解、ご支援を賜り、あわせて御礼を申し上げます。

本審議会は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第 8 条の規定により、図書類などの指定、いわゆる 8 条指定図書類などの指定や優良映画の推奨等について御審議を頂いております。委員の皆様方には、審議会での審議を通じて、青少年が心身ともに健やかに成長する環境をつくるという目的を達成するため、欠く事のできない重要な役割を担っていただいております。

私どもといたしましては、引き続き青少年の健全育成に向けて全力で努力をしていきますとともに、本審議会がその役割を十分に果たしていけるよう努めてまいります。

皆様におかれましては、審議会における活発なご審議と私どもの施策につきましても、様々なご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開催にあたって

の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 竹迫担当局長は公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

<担当局長退室>

本審議会では会期ごとに会長をご選任いただくことになっておりますが、会長が決まるまでの間、私、若年支援担当部長の村上が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日お集まりの委員の皆様には、大変お忙しい中、第31期の審議会委員を快くお引き受けいただきましたこと、誠にありがとうございます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

第31期の初回でございますので、委員の皆様及び事務局職員を、若年支援課長の山本からご紹介させていただきます。

○若年支援課長 それでは、「次第2 委員の紹介」にうつらせていただきます。委員の皆様及び事務局職員をご紹介させていただきます。

お手元に配付してございます「第31期東京都青少年健全育成審議会委員名簿」の順番にご紹介させていただきます。

まず、第1号、業界に関係を有する方々でございます。

出版倫理協議会議長、渡瀬昌彦委員でございます。

○渡瀬委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 映画倫理機構専務理事・事務局長、石川知春委員でございますが、本日欠席でございます。

日本フランチャイズチェーン協会顧問、伊藤廣幸委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、第2号、青少年の保護者を代表される方々でございます。

東京母の会連合会理事、加藤美恵子委員でございます。

○加藤委員 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 東京都地域婦人団体連盟会長、山下陽枝委員でございます。

- 山下委員 山下でございます。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 東京都公立中学校 PTA 協議会会長、関口哲也委員でございます。
- 関口委員 関口です。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 続きまして、第3号、学識経験を有する方々でございます。  
東京都議会議員を50音順でご紹介します。  
うすい浩一委員でございますが、本日欠席でございます。  
土屋みわ委員でございますが、本日まだお見えになっておりません。  
とや英津子委員でございます。
- とや委員 とやです。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 藤井あきら委員でございます。
- 藤井委員 藤井あきらです。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 BPO放送倫理・番組向上機構、青少年委員会統括調査役、柳川雅彦委員でございます。
- 柳川委員 柳川です。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 帝京大学法学部教授、天日隆彦委員でございます。
- 天日委員 天日でございます。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 昭和女子大学現代ビジネス研究所特別研究員、稲澤裕子委員でございます。
- 稲澤委員 稲澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 東京都専修学校各種学校協会専務理事、飯塚美紀子委員でございます。
- 飯塚委員 飯塚です。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 続きまして、第4号、関係行政機関の職員の方々でございます。  
まず、東京法務局人権擁護部長、玉井由紀江委員でございますが、本日欠席でございます。
- 港区子ども家庭支援部子ども若者支援課長、矢ノ目真展委員でございます。
- 矢ノ目委員 矢ノ目でございます。よろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 警視庁生活安全部少年非行対策官、藤木裕一委員でございます。

○藤木委員 藤木です。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、第5号、東京都の職員でございます。

生活文化スポーツ局都民安全推進部長、馬神祥子委員でございます。

○馬神委員 馬神でございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 福祉局児童相談センター次長、木村総司委員でございますが、本日までお見えになっておりません。

教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事、小野島直美委員でございますが、本日欠席でございます。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

私、若年支援課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

その他、課長代理、その他審議会担当の職員が同席させていただいております。

以上、ご紹介させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 次に、「次第3 会長の選出」に移りたいと思います。条例第22条第1項に基づきまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、なたかご推薦をいただければと思います。いかがでしょうか。

○伊藤委員 では、私からご推薦申し上げたいと思います。

私からは、前期も会長職をお務めいただきました飯塚委員を再度会長としてご推薦申し上げたいと存じます。理由といたしましては、ご経験も、本審議会のあり方、都民生活のあり方等々にも精通していますので、この会長職が適任と存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 ありがとうございます。

ただいま、飯塚委員をご推薦というご提案をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、大変恐縮ではございますが、飯塚委員、よろしくお願いいたします。

では、会長からご挨拶をいただくとともに、その後の議事進行をお願いします。

○会長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、今期の会長職を推薦いただきました飯塚でございます。

本審議会、先ほど担当局長からのご挨拶でもありましたが、今回で 757 回という大変長い間の青少年の健全育成に大きな役割を果たし続けている審議会と認識しているところでございます。

今回も、運営要領等に定められた審議会の役割をきちんと踏まえながら、中立性、公平性、皆様方の自由な意見を展開する場ということを大切にしながら、審議会運営をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞお力添えよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして「次第 4 会長代理の選出」を行いたいと思います。条例第 22 条第 3 項に基づきまして、会長の私から指名をさせていただきたいと思います。

前期に引き続きまして、天日委員にお願いできればと考えておりますが、お願いできますでしょうか。

○天日委員 はい。

○会長 では、よろしく願いいたします。

それでは、会長代理から一言ご挨拶をお願いします。

○会長代理 天日でございます。早いもので、私、今回で 4 期目になりますが、前回に引き続きまして、会長代理ということで全力を尽くして参りたいと思います。

この間、一時期コロナ禍で運営に影響があったり、あるいは「不健全図書」という名称についても変更されたり、またネットをめぐる環境の変化などありますが、時代の変化を見据えながら仕事を進めてまいりたいと考えております。

表現の自由というのは、本当に大切にしなければいけないことだと思うのですが、それを最大限尊重しながら、子供達、青少年の健全育成のために、どこまでそれをある程度の制約をしていくのか、そういうことを慎重に進めて参りたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○会長 それでは、次に、「次第 5 審議会の運営等に関する事項の確認」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、ご説明いたします。

本審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」及び、「参考資料」の 2

ページに記載しております「東京都青少年健全育成審議会運営要領」に基づき、運営を行っております。

本日は第 31 期の最初の審議会となりますので、別添資料「東京都青少年健全育成審議会の運営等」に基づき説明をいたします。

まず、「1 定足数及び表決数」でございます。条例第 24 条に基づきまして、「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」こととなっております。議事につきましては、会長を除く「出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされております。

各回の出席委員につきましては、会の冒頭で、出席人数及び定足数に達しているか否かのご報告をいたします。

次に、運営要領に基づく「2 審議会の任務」でございます。

(1) 「知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる」ことになっております。

次に、(2) 「知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる」ことになっております。

続きまして、(3) 「知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる」こととなっております。

次に、運営要領の 3 に基づく「3 審議の方法」でございます。

(1) 図書類は、委員が審議会において当該図書類を閲覧または観覧し、審議いたします。原則として、審議会当日にこの場でご覧いただいております。ただし、審議会において閲覧または観覧が困難なものにつきましては、審議会開催前に当該図書類を閲覧または観覧し、審議いたします。

なお、条例第 8 条第 1 項第 2 号、いわゆる新基準、新基準につきましては、後で説明いたします、新基準に該当し諮問される図書類につきましても、審議会開催前に当該図書類を閲覧または観覧できるようにいたします。

さらに、新基準の審議に当たりましては、諮問図書類ごとに設定や描写のあるページ等について整理した資料を作成するなどの対応をいたします。

(2) 映画等につきましては、委員が審議会開催前に当該映画等を観覧し、審議会において審議することとなっております。

(3) がん具類と(4) 刃物につきましては、審議会当日、実物を見ていただき、審議することとなっております。

(5) 広告物につきましては、審議会において当該広告物の写真を見ていただき、審議することとなっております。

次に、「4 推奨及び指定等に関する基準」でございます。

優良図書類の推奨につきましては、配付いたしました参考資料の5ページをご覧ください。施行規則第2条でそれぞれ基準が規定されております。

青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定による図書類の指定、以下8条指定図書類といたしますが、この指定基準につきましては、資料6ページ及び7ページをご覧ください。施行規則第15条で規定しております。

条例第8条第1項第1号の定める基準として、著しく性的感情を刺激するもの、甚だしく残虐性を助長するもの、著しく自殺または犯罪を誘発するものの基準が規定されております。

また、第8条第1項第2号の強姦等の著しく社会規範に反する性交または性交類似行為を著しく不当に賛美し、または誇張するように描写または表現するものの基準が規定されております。なお、当該規定は、平成22年の条例改正により新たに設けられたもので、いわゆる「新基準」というものとなります。条例改正に際しては、都議会において「規定の適用に当たっては、作品を創出した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨をくみ取り、慎重に運用すること。また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など適正な運用に努めること。」という付帯決議が付されました。

続きまして、指定がん具類の基準です。参考資料8ページをご覧ください。施行規則第16条で規定しております。また、指定刃物の基準につきましても、8ページに

ご覧ください。施行規則第 17 条で規定しております。以上が、「4 推奨及び指定等に関する基準」でございます。

次に、「5 専門委員」でございます。

条例第 20 条第 2 項及び運営要領の 4 に規定されています。

現在、置かれている専門委員は、条例第 8 条第 1 項第 2 号、先ほど申しましたいわゆる「新基準」に関するものです。専門委員の調査事項は、新基準の付帯決議にある「条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨」に関するもので、当該事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告いたします。

続きまして、「6 小委員会」です。条例第 24 条の 2 及び運営要領の 7 に規定されております。

審議会開催直後の時期に販売等されている図書類等につきまして、迅速に図書類を指定する必要があると認められる場合など、ア、イに該当する場合に設置いたします。小委員会は、会長または会長代理及び委員 5 人をもって組織され、原則として順番に指名しております。

続きまして、会議の公開に関する事項についてご説明いたします。

まず、「7 会議の公開」でございます。運営要領の 5 (1) に、「審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができる」と規定されております。

公開部分については、プレスや傍聴の方々にお入りいただいておりますが、次回よりはオンラインによる傍聴も試行的に開始する予定でございます。

なお、前期までの審議会が審議・調査部分について非公開とした理由を参考までに記載しております。

- ① 8 条指定図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等がある。
- ② 出版社等の利害関係者や都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある。
- ③ 非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて

公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている。

これにより、前期は調査・審議事項を非公開といたしました。

次に、「8 会議録の公開」でございます。

運営要領の5（2）のとおり、審議会の会議録等は公開するものいたします。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所は除くこととしております。

具体的には、第5号の都の機関内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当することから、委員のお名前や、これに関連する事項は伏せ字としております。

なお、関係行政機関の委員及び都職員の委員は、職務遂行という観点から、氏名等については原則公開としております。

次に、会議録等の公開時期でございます。会議資料につきましては、およそ10日後に、会議録につきましてはおよそ1か月半後にそれぞれ公開しております。

以上が、審議会の運営等となります。

会議や会議録の公開について、今期も前期と同様の運営でよろしいか、ご意見等いただきたいと思っております。

○会長 ご説明ありがとうございました。青少年健全育成審議会の運営等についてまとめて説明をしていただきました。

委員の皆様、何かご意見等ございましたら、お願いできればと思っております。いかがでしょうか。藤井委員お願いします。

○藤井委員 はい、ありがとうございます。前期の冒頭の際の議論だったかに記憶しておりますが、やはり、小池都知事が就任後、東京都としては情報公開を進めるということでやっておりまして、会議の公開に関してと議事録の公開に関してなんですが、しっかりと公開をしていくべきではないかというふうに思っております。

私もこの間、3年ですかね。やっておりますが、やはり皆さんそれぞれの立場でしっかりと議論をしておりますし、それは論理性だったりとか、影響する理由というものがしっかりありますので、むしろ見ていただくことによって、多くの都民に理解を、

関係者の皆さんに理解をいただけるものではないかと思っております、会議も議事録も公開すべきではないかというふうに考えております。以上です。

○会長 他に、とや委員お願いします。

○とや委員 ご説明ありがとうございます。会議の公開、それから会議録の公開、ともに、基本的には時代の流れというか、今は基本的には公開が原則かなと思っております。ただ、私たちのような議員だとか、行政職に就いている人たち以外の民間の方々も委員として名を連ねていらっしゃるの、そういう方々の意向も尊重しながら、基本的には公開でもいいのではないかなというふうには思っております。以上です。

○会長 はい。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 私は、従前どおり非公開の立場でお願いしたいと考えております。と言いますのは、かなりナーバスな審議案件も過去多かったと記憶をしております。また、その際の議論ということについては、慎重に議論していきたいと考えてございますので、従前どおりの非公開ということをお願いをしたい、このように思います。併せて、この参考のところにも書いてございますけれども、1番、2番が一番懸念される場所ではないかと思っておりますので、ぜひ非公開でお願いします。

○会長 ほかにいかがですか。加藤委員。

○加藤委員 私も非公開ということに賛成です。以前もこれについてだいぶ審議なされたと思います。その時、ご一緒した委員の方から、経験として、意見をなされた方の、生命に関わるような結果が出たということを知っておりますし、私も実はほかの団体に審議員をしておりましたが、その審議が終わった後にだいぶ厳しいお電話なりお手紙なりいただきまして、関係部署と相談して対応に苦慮したことがございます。やはり今、SNSで拡散とか、そういうような方向に走ることも多いですので、この会議の公開の3番にもありますように非公開にした場合でも、会議の結果をホームページや都民情報ルームにおいて公開される。議論の内容自体に透明性が確保されている。このように表されておりますけれども、私はこの状態でよろしいと思っておりますので、とや委員や伊藤委員と同じに現状のままでということをお願いいたします。

○会長 他に。稲澤委員。

○稲澤委員 私も、現状どおり審議事項に関しては非公開で、議事録で内容について

は公開という形でもよろしいのではないかと考えています。理由としては8条指定図書に関しても、かなり正直、これまでの議論で取り上げた内容がきわどいものが多く、指定される場合は結果として公表されますけれども、仮に結果として指定されない図書があった場合でも、審議の中で指定に該当するという意見も当然出る可能性があります。一方、推奨映画に関しても、推奨しないという結果が出たとしても、それはその映画が優良ではないということとは全く関係なく、青少年に推奨するかどうかという基準だけで議論をしているのが、ともすれば誤解を生じかねないというふうに思っております。ということで、従来通り審議に関しては非公開として自由に議論を交わし、結果はこちらの会議の公開のところにありますとおり、後日、ホームページや情報ルームなどで公開するという形でもよろしいと思います。

○会長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。まず、事務局に確認したいんですけども、こういった審議会で、会議を非公開にしているケースというのは東京都でどれぐらいあるのかでしょうか。他にどれぐらいあるか分かりますか。

○若年支援課長 すみません。今すぐ即答は、ちょっと調べないと分かりません。

○藤井委員 分かりました、先ほど、1つ1つ反論するのはあれなんですけど、稲澤委員が先ほどおっしゃっていたのは、名前は出てないけど、議事録としては公開される訳で、そこで同じような議論があるかと思うんですけども、リアルタイムで出るか、名前が出るかというところの違いだけじゃないかという気がするんですけど。その部分が正直分からないというのが1点と、また伊藤委員と加藤委員が心配されていた点というのは、これは8条図書の指定に関するところという理解でもよろしいでしょうか。逆にいうと、優良映画の推奨に関しては公開できるという事でいいのかということころが、ちょっと確認したいなと思いました。先ほどSNSでの、色々と誹謗中傷みたいなものがあるんじゃないかということもあったかと思いますが、そういう意味では、ご懸念の点は8条図書のところなのかなという気もしまして、そのところは、そういった運用も場合によってはできるものなんでしょうか。優良映画の推奨と、8条図書の部分を分けて公開・非公開するということも運用としてはできるのではないのでしょうか。

○伊藤委員 私は、優良図書も含めての判断ということでの非公開を望んでいるのでございます。

○加藤委員 私も同じです。やはり、稲澤議員がおっしゃったように、そのときに色々な意見も出ますので、両方一緒です。映画も図書も一緒ということで考えて発言しました。以上です。

○会長 今、委員の方からもご意見があった過去のケースですとか、事務局の方からもう少し説明してください。

○若年支援課長 この会議の公開・非公開につきましては、過去にありました意見、事例等を簡単に紹介させていただければと思うんですが、まず、会議を全て公開した場合、指定図書が告示前から販売されなくなりまして、営業上の利益が侵害される恐れがあるのではないかという意見が過去にはございました。

また、会議の段階で公開した場合、逆に青少年による駆け込み購入が起きる恐れがあるという意見もございまして、過去、実際に駆け込み事例が起きたという情報も寄せられたことを聞いてございます。

また、事例といたしまして、委員が審議会での意見を牽制するような内容の言動を外部から受けた事例があると聞いてございます。

また、仮に公開した上で指定されなかった場合も想定できるんですけど、指定候補であることが明らかになりまして、作者の名誉や出版社の営業上の利益が侵害されるという、そういう恐れもあるのではないかという考えもございます。

また、会議録の公開に関することでございます。こちらは意見でございますが、過去都議会議員の委員の氏名だけについては公開してもいいのではないかという議論もございました。もし、議員の氏名だけ公開されますと、その他の委員の名前も範囲が狭くなりまして、特定されやすくなるのではないかという意見が過去にございました。

また、各団体を代表している委員の方々の見解も十分踏まえて決定すべきという意見もございました。

また、最後になりますが、都議会議員の方々につきましては、学識経験者委員の一部でありまして、ここだけ切り分けて独立して考えていくのは、また別の議論なのではないかという意見も過去にはあったところでございます。

あと、本日欠席なさっていらっしゃるうすい委員からご意見いただいております。ご紹介させていただきますと、「審議会の公開につきましては、自由闊達な意見のためには公開は慎重にした方が良いでしょう。また、議事録の発言者氏名につきましても、議事録の氏名についても同様。最終的には前期と同じ運用とするのが良いと考えます。」というご意見をいただいております。

○会長 ありがとうございます。渡瀬委員お願いします。

○渡瀬委員 私は、前期の途中から参加させていただいているので、前期の冒頭の議論を伺っておりませんので、初めて今日ここでいろんな皆さんにお話を伺いました。

まず、大原則として、ここに加わっていらっしゃる方々それぞれが、色んな立場があって、ものすごくそこで発言することによって、不利益や、あるいは精神的な圧迫感というのを感じられるのだとすれば、それはやっぱりちゃんと考慮すべきではないかなというふうに思いました。

私自身のことでいうと、私は出版界におった人間としてここにおりますので、自分自身だけの事をいうと、議事録で自分が特定されても構わないというふうに思っておりますし、そのように敢えて意図して発言をしているつもりです。けれども、それは私個人の立場であって、それぞれの方々、またそれぞれの団体や、属していらっしゃるベースによって立ち位置によってそれぞれ考えられていることが違うと思いますので、それを無視することはできないだろうなというふうに思います。

従って、結論としては、多くの方がおっしゃっているように、原則として、今までどおり、従前どおりの形が良いのではないかと思います。これは時代の趨勢とともに常に変わっている。いつも申し上げてございます。

従って、今後もこのことは継続的に議論していくべきではないかなと思います。

読者の受け取り方も日々変わってきている。特に時代の趨勢が激しく動いている状況ですから、そこは常に意識し続けることが重要ではないか。期首に限らず、恒常的にそのことを意識していく必要があるのではないかと思います。以上です。

○会長 はい、藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。皆さん、私がやっぱりちょっと確かに課題だな

と思っているのは、前回、やはり2年ごとにしかこの話が議論されていないというところで、まったく議論が進んでないなというふうに思ってしましまして、やはり東京都としては情報公開を進めていくという原則があつて、できない理由があるのであれば、そこを一つ一つ、クリアしていく必要があるんじゃないかと思つてしまつて。事務局にも、例えば、1番目、2番目、3番目という理由を参考として載せていただいておりますけれども、こういったものを解決するための手段方法というのを考えていただきたいなと思つますし、また、それとは別に、先ほど言つたSNSの誹謗中傷対策であつたりとか、考えることはあるんじゃないかと思つますので、今回、前期と同様の運用にするにしても、継続的にしっかりと議論できるような場というのを作つていただく必要があるんじゃないかなと思つております。やはり、2年に1回で、しかも毎回、この時間だけなのであまり議論が深まらず、そのままいつてしまうという形になっておりますので、そこはもう少ししっかりと議論できると、運営全般に関してしっかりと議論できればいいんじゃないかなと。以上です。

○会長 天日委員お願いします。

○会長代理 私も慎重に議論するべきだということと、それから継続して議論すべきであるということで、皆さんのご意見に賛成ですが、一つ質問になるのですけれども、公開すべきだという時に懸念される①、②の点、出版社に不利益をもたらす、あるいは自由な発言ができなくなる恐れがあるとか、その点については公開すべきだというご意見の先生方、どういうふうに反論されますでしょうか。

○藤井委員 特に、①、②かなと思つますが、私、分からないのが、まず②のところなんですけども、少なくとも委員のみなさんの名前って、もうすでに出てるはず、公開されていると思うんです。それが紐づかなければ何か働きかけがないのかというところの論理的なつながりが私まず理解ができていない。もし、本当に働きかけるのであれば、リストがあれば、そこに対して働きかけをするんじゃないかなと思つるのが一点です。①の方なんですけども、出版社に不利益をもたらす恐れがあるというのは、これだけ見ると分からないんですが、公開と同時に販売が停止になるということなんですか。特に不利益って、何かあるのかなっていうのが正直分からないです。あと、先ほど、名誉や出版社の名誉を傷つける可能性があるという話があつたんですけ

ども、そういう話なんでしたでしょうか。私はちょっと分からなくて、この青少年健全育成条例で指定している図書というのは、そういった作者だったりとか、出版社の名誉を傷つけるものではないという理解でなんですけども、そういった認識で事務局の皆さん運営されているのでしょうか。

○若年支援課長 事務局です。よろしいでしょうか。これ、すみません。過去にあった意見ということで、具体的に申しますと、出版倫理協議会の山委員のご意見だったと思います。

○藤井委員 分かりました。お答えになっているか分かりませんが、出版社の不利益って何かありますでしょうか。公開することによって。

○会長代理 おそらく推測ですけれども、そういう不健全図書の指定の可能性があったということが分かるということで、どうなんだろう、その出版社自体がそれをどういうふうに、別に何とも思わないのか、あるいは、それはなんかその出版社のイメージを崩すことになるのか、そこは出版社がどう受け止めるかというところだと思いますので、一概に決めつけるのは難しいところですが、推測するといろんなことが推測できるかなと思いますね。むしろ、私はその出版社のことよりも、それも大事ですが、自由な発言ができるのか、こういう方がこの発言をしたということで、攻撃されることがないのかという点を重視したいと思います。委員名簿は公開されており、誰の発言か推測も可能かもしれませんが、はっきりその人が発言したというのと、発言したかもしれないというのでは違うと思います。

○藤井委員 分かりました。いいですか。もしそうであるならば、そこは継続審議の対象としてしっかりと議論していかなきゃいけないところかなとは思いますが、私こそまで影響はないんじゃないかと思うんですが、そこが大きな影響があるということであれば、例えば、警察に対応を求めるだったりとか、嫌がらせだったりとか、付きまといだったりとか、そういうのもあるのであれば、この審議会として厳正な態度をとるということをしかりと何か意見表示する対策を取るだったりとか、考えることはあるんじゃないかなというふうには思います。

○会長代理 いずれにしても、オープンになることに対して強い抵抗感を持つ委員の方がいらっしゃるということは、重く受け止めないといけないと思いますし、その一

方で、今後も継続して議論していくことは大事ではないかと考えます。

○会長 色いろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。会長といたしまして、今お話を聞いていまして、いろんな代表でいらっしゃっている方々の不安感ですとか、そういったものが十分な払しょくができていませんので、委員の自由な意見を尊重するという意味でも、今期についても会議や議事録の公開については、前期と同じような形でやっていくべきだというふうに考えております。ただ、先ほど委員の方々からも色々ご指摘がありましたように、時代の変化の中で、この問題についても2年に一度こういう形だけでなく、このところいろいろと事務局とのやりとりや、都議会も同様に色々な動きもございますので、そういったような形で審議会のあり方を考えていくべきであるということについても、きちんと我ら踏まえないといけないということを感じましたので、それを大切に議事録に留めながら、今回につきましては、前期と同じような形でやり方ということで、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、そのような形でお願いいたします。

続きまして、議事の6「条例に基づく事務の施行経過」について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明いたします。

本日、初めて出席されている委員の方もいらっしゃいますので、少し丁寧にご説明させていただきたいと存じます。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の9月9日から10月10日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

8条指定図書類の指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、2誌を8条指定図書類とすることを決定いたしました。

9月12日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、9月13日に告示いたしました。

また、インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を

守るための防止策を学ぶことのできる講座「ファミリールール講座」を合計 87 回開催致しました。

その下でございますが、8 条指定図書類や、成人マーク付きのいわゆる表示図書類の販売状況の確認調査を行う、東京都青少年健全育成協力員の活動状況及び都職員による店舗への立入調査に関する活動状況は後ほど説明をいたします。

2 ページをご覧くださいいただければと思います。

2 ページには、過去 1 年間の 8 条指定図書類の指定実績を、次、3 ページにつきましては、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

8 条指定図書につきましては、過去 1 年間以内に指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者はございません。

続きまして、4 ページをご覧くださいいただきたいと思います。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の 9 月分の活動状況でございます。

8 条指定図書として指定された図書類につきましては、店舗側で図書類を包装し、仕切り板をつけるなどして他の図書類と明確に区分して陳列するとともに、青少年への販売等を制限する掲示、例えば「18 歳未満の人は、この棚の雑誌を購入、閲覧できません。」といった掲示をすることが条例で定められています。

また、成人マーク付きの、いわゆる表示図書類についても区分陳列等するよう努めなければなりません。

そこで東京都では、地域で青少年健全育成活動や非行・犯罪防止活動に取り組んでいる方を区市町村や警視庁から推薦をしていただき、その方々を「青少年健全育成協力員」として委嘱し、各店舗で、条例に基づいた販売等が適切に行われているかどうかの確認をしていただいております。各協力員は店舗等で販売状況を確認し、東京都に報告書を提出していただいております。

9 月までに委嘱しております協力員は 555 名です。9 月の活動者数は 20 名、調査店舗数は 143 店舗でございました。

この調査で確認する図書類につきましては 3 種類ございます。

1 つ目は、8 条指定図書として指定した「8 条指定図書類」、2 つ目は、「成人向

け」マークなどのマークが付いた「表示図書類」、3つ目は、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌である「類似図書類」でございます。

この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

まず、8条指定図書類について、問題のある店舗はございませんでした。

また、表示図書類については、区分陳列されていない店舗が1店舗ございました。

また、類似図書類については問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。

この調査結果を受けまして、今後職員による立入調査を行う予定となっております。

なお、8条指定図書類の区分陳列等は罰則付きの義務となっております。

そのため、適切に販売されていない状況を確認した場合、協力員は都に電話等で連絡し、都の職員が立入調査を実施することとなっておりますが、9月は8条指定図書類が適切に販売されていない、といった通報等はございませんでしたので、8条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして5ページをご覧ください。こちらには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

書店や映像ソフト・ゲームソフト店等への立入調査では協力員が行う調査と同様、8条指定図書類等が正しく販売されているかどうかの確認をいたします。また、青少年からの買受けを制限している古本屋等の古物商が年齢確認等をしているのか、の確認調査を古本屋等では区分陳列等の確認とともに実施しています。

また、職員の立入調査ではその他にも、条例で午後11時以降の深夜に青少年を施設に立ち入らせてはならない、と定めているカラオケボックス等について、深夜に青少年を施設に立ち入らせないように、立入制限の掲示や年齢の確認をしているのか、また、ネットカフェでは青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限をする、フィルタリングをしているかどうかなどの実態調査をしております。

一番目の表、書店等への立入調査及び二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、まんが喫茶において青少年制限掲示のなかった店舗が1店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査においては、問題のある店舗はございませんでした。

問題のある店舗があった場合には、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときには、自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることとなっております。

①でございますが、9月末時点の区市町村別届出数一覧でございます。都内の設置箇所数は、5箇所、設置台数は22台で前月から変動はございません。

自動販売機立入調査につきましては、9月は実施してございません。

条例に基づく事務の施行経過については、以上でございます。

また、前回の審議会におきまして、とや委員からご質問のありました件についてご回答させていただきます。

「都が推奨した優良映画の推奨を取り消したことがあるのか、また、取り消したことがあるとしたら、それはどのような場合なのか」というご質問でした。

事務局におきまして確認できた範囲においては、平成16年7月26日付公告で映画『十七歳』が、平成28年1月19日付公告で映画『栄光の背番号3』がそれぞれ取り消されております。

いずれにつきましても、詳しい資料残っておらず経緯は不明です。

以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

○とや委員 よろしいでしょうか。

ご説明ありがとうございます。その推奨映画の取り消しの件なのですが、過去に調べた範囲で2件あったということで、古い、かなり以前のもので取り消された理由が

不明だということなんですけど、私がこの質問をさせて頂いた背景っていうかきっかけは都民の方から、そういったなぜ推奨を取り消されたんですか。という質問があったんですよ。ですから、古いから分からなくなってしまうっていうのは、ちょっと審議会として決定して、審議会として取り消しも決定しているわけなので、やっぱり一定の基準っていうんですかそういうものがないと説明がつかないんじゃないかなというふうに思いました。ですから、今後課題として、やっぱり推奨する場合は、基準に基づいて推奨してるわけですね。どこに問題があったのかということは、一定の基準を設けておかないと後で答えられないので、是非その辺の検討は都としてもお願いしたいなと思います。また、この審議会でも検討する機会があればしていきたいなと意見を申し上げております。以上です。

○会長 それでは、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、優良映画の推奨についての諮問でございます。

それでは、今期につきましても調査・審議事項は非公開ということにいたしましたので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料にそってご説明いたします。

1 ページをご覧いただきたいと存じます。

優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1193号でございます。

今回は2作品を諮問いたします。

1 作品目は『ぼくとパパ、約束の週末』、製作者名は記載のとおりでございます。

令和6年11月15日から、新宿ピカデリー、角川シネマ有楽町ほかでの公開を予定しております。

2 作品目は『アイミタガイ』、製作者名は記載のとおりでございます。

令和6年11月1日から、TOHOシネマズ日比谷ほかでの公開を予定しております。

4 ページをご覧いただきたいと存じます。1 作品目『ぼくとパパ、約束の週末』の申請内容でございます。

「対象区分」は小学生高学年以上、「推奨にふさわしい理由」は記載の通り、また、5 ページでございますが、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」という申請内容でございます。

6 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。

事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段でございますとおり、「該当項目」は申請にありました第1号、第3号のほか、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであるもの」、

対象区分は、青少年、主として小学生高学年以上を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年以上を対象に推奨を行うことといたしました。

続きまして2作品目、『アイミタガイ』の申請内容でございますが、8 ページをご覧いただきたいと存じます。

「対象区分」は中学生以上、「推奨にふさわしい理由」は記載の通りです。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」という申請内容でございます。

9 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。

事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段でございます、「該当項目」は申請にありました第1号、第3号のほか、第4号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるもの」、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであるもの」、

対象区分は、青少年、主として中学生以上を健全に育成する上で有益であると認め、

中学生以上を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上になります。

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、質問が無ければ、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分について2本、『ぼくとパパ、約束の週末』を先に、『アイミタガイ』を次にということで、ご発言を頂いて参りたいと思います。

B委員からお願いします。

○B委員 まず、第一作目の『ぼくとパパ、約束の週末』につきまして、私は推奨に賛成でございます。特に何らかのハンディを持っている子どもに接する親のあり方ということについて非常に難しいものがあるなと考えております。そうした中この映画で、ハンディのある子供に対する接し方が描かれておりましたけれども、まさにこういう接し方っていうのが、様々なハンディを持った子どもたちの親のあり方というもの示唆してくれているのではないかと思える良い作品でございました。対象年齢、推奨基準ともに事務局案に賛成でございます。

それから二作目の『アイミタガイ』、こちらにつきまして推奨に賛成でございます。突然娘を亡くした親、それからまた突然親友を亡くした友達等々が紡いでいった人間関係、あるいは様々な人との出会いが描かれた作品で、心温まる広がりがある映画の中で描き出されたと考えております。非常に悲しいことではあるんですけども、今までの生きざまと言いましょか、そういったものが丁寧に描かれた良い映画だったと、このように思います。こちらも対象年齢、それから該当基準についても事務局案どおりでよろしいかと思えます。以上でございます。

○会長 H委員お願いいたします。

○H委員 まず、最初の『ぼくとパパ、約束の週末』に関して推奨に賛成です。私自身、この映画を見るまで、自閉症の実際の症状というのをあまり理解しておらず、この映画を観ることで、症状がどう出てきてしまうのか、理解が進みました。この映画で、何も知らずにこの男の子を見ていると、本当にただ親が我儘を許しているだけにしか見えないのですが、実際にそういうお子さんを抱えたご両親がどれだけ苦労され

ているのかということもよくわかりました。また、映画としても様々なヨーロッパでのサッカーの応援風景等も非常に楽しく拝見することもできました。どうしても日本語の字幕を読まなくてはならないので、対象区分はやはり小学校高学年以上からでいいと思います。推奨基準も事務局案に賛成です。

次の『アイミタガイ』ですが、こちらにも非常に様々な弱い立場、苦しい思いを抱えた人たちを取り上げていて、優れた映画だなというふうに思いました。一部、アイミタガイの部分で、ちょっといろいろな偶然が重なって話ができすぎてしまっているところがありまして、高校生などが観ると、「こんなに話がうまくつながるかよ」と思うようなこともあるかなと思うんですけども、全体としては、亡くなった親友に対しての思いですとか、あるいはその亡くなった親友が、かつて自分のいじめにあった時に助けてくれたこと、それから戦争中の思いを抱えている女性など、あと親に恵まれずに暮らしている子供たち、そういう色々な社会の側面をこの映画を通じて知ることができるので、推奨に賛成です。対象区分、推奨基準とも事務局案に賛成です。以上です。

○会長 F 委員お願いします。

○F 委員 まず、『ぼくとパパ、約束の週末』ですが、これは推奨にしてほしい映画でした。ASDに対しては、知識は多少あったんですけども、接し方についてはまだまだ学ぶことの多い作品でした。主人公に向き合う家族は苦しんだり悩んだりしながらも、彼を認めてあげる家族の絆で乗り切っております。青少年はもちろん、周囲の人々がASDに対しての理解を深め、みんなが寄り添って生きやすい社会をつくっていくことの大切さを学ぶ素晴らしい映画だと思います。周りから非難された母親の言う、「あなたに、この子の苦しみが分かりますか」この言葉が心に残りました。対象年齢は小学校の低学年でも大丈夫かなと思ったんですけども、対象年齢、推奨理由ともに事務局案で賛成です。

次に『アイミタガイ』ですが、お互いを思いやって助け合う、救いあうそういったことが相手のためだけではなく、自分自身をも助けてくれるもの、「お互い様」の意味合いが分かる映画でした。先ほどほかの委員さんからも出ましたが、こうなっていたのかといった最後の場面もありましたけれども、「相身互い」を改めて感じました。

対象年齢、推奨理由も事務局案でよろしいと思います。以上です。

○会長 馬神委員お願いします。

○馬神委員 まず、第一作の『ぼくとパパ、約束の週末』ですが、やはり障害を持つお子さんと、親御さん、家族の日常を描いているんですけども、この映画の中において父親とその子供がサッカーの試合を見に行くんだという、非常にシンプルな約束なんですけど、非常に重い約束を守る中で、親は子どもと少しずつ接し方を理解していき、本人も親とまたサッカーの試合を見に行くという経験を通じて、自分の特性というか個性という、そうしたものを認識して行って、その心が育っていく、変わっていくところを丁寧に描いているのかなというふうに思いました。自閉症に対する理解を深めていくということ、また親子の関わりの中から観察力ですとか、人を慈しみ、大切にすることを育てるということが期待できるのかなと思いました。推奨に賛成し、該当項目、また、区分も事務局案のとおりでいいと思います。

二作目『アイミタガイ』ですけども、こちらも推奨に賛成でございます。「アイミタガイ」というのが、この1対1の関係ではなくて、目の前にいなくても、どこかで人はつながっているんだというようなことのメッセージかなと思ひまして。何か立ちすくんだり迷ったりいう時に、一步を踏み出すつながりをどこかで感じられるというような事が、この中のメッセージに込められているのかなと思ひました。他者との交流が広がっていく中高生という年代で、こうした映画に触れることによって、他者を思いやる心、また大切にすることを、また社会の中で、社会の良識、また認識を育てることにつながるのではないかなと思ひしております。さらに写真ですとか、ピアノの音色から美しいものに対する感性を磨いていくということも期待されるのかなと思ひました。該当項目、区分ともに事務局案のとおりでよいと思います。

○会長 では、藤木委員お願いします。

○藤木委員 ちょっと発表の前に聞いてよろしいですか。私の立場なんですけど、委員の名簿を見ると警視庁から一人ということで、警視庁に勤めている藤木の意見だったと言えるんですけど、警視庁の意見として聞きたいのであれば、ここで発表できません。藤木の個人的な意見でよろしいでしょうか。

○会長 もちろんでございます。審議会の委員である藤木委員の意見です。

○藤木委員 ありがとうございます。そうしますと二つとも推奨したいと思います。

理由について一つ目は、やはり障害者に対しては理解が必要です。家族の理解、友達の理解、それで第三者の理解。それがこの映画でよく伝わっていると思います。ただ、一つ心配なのが対象区分です。中学生高校生は理解してくれると思います。小学生の高学年、ほとんどは理解してくれると思うんですけど、中にはふざけてからかったりして、いじめにつながる可能性もあると考えられますので、その辺はちょっと心配かなというのがあります。

二作品目なんですけど、やはり素晴らしいと思って、やはり出会い、縁を大事にして大きなつながりになっているっていうのが分かりますし、私も警視庁に来て勤続41年目になりますけど、今まで出会った仲間との出会い、縁を大事にしたら、その仲間が助けてくれています。今の私の立場があるのも、その仲間がいてくれたからだと思っております。そういう良い出会い、良い縁をこれから若い人にしていって欲しいなと思うので、この映画は良いなと思いました。以上です。

○会長 I 委員お願いします。

○I 委員 始めに『ぼくとパパ、約束の週末』の方を申し上げます。ASDは認知されつつあるけれども、具体的な症状や接し方については理解が得られていないと、私も初めて知りました。障害に向き合う家族によって、ASDへの理解が多いに期待される作品だと思っております。自閉症だからこそ、主人公の才能や魅力も明るく映し出されて、身近なASDの方への接し方に悩んでいる人にとっても、ASDに関わりのない人にとっても障害と関わる時の大変よい参考になるんだと思っております。人と人との関わり合いの中での問題は、障害のあるなしに関わらず、共通しております。お互いを認め、尊重し合う気持ちを気づくきっかけを与えてくれる作品だと思います。青少年に寛容な心を持ってもらい、発達障害者との溝を埋める大切な映画と思います。最後に私が思ったのは、親子の絆の深さに感動いたしました。推奨したいと思います。

続きまして、『アイミタガイ』でございます。かけがえのない存在だった親友を失って立ち止まった主人公を中心に展開して行く作品ですが、様々な人との出会いや触れ合いを通じて、どんな状況でも争うことなく助け合う姿勢は、社会に対する良識と

倫理感を育てるためには、青少年にとって大変大切なことだと思います。人を思いやる気持ちを養い、大切にすることを育てることが期待でき、今までの経験や自分の生活と重ね合わせながら、社会的な見方や考え方を考慮できる中学生高校生以上に推薦したい映画と思います。事務局案どおりで両方とも推薦したいと思います。以上です。

○会長 C委員お願いします。

○C委員 まず『ぼくとパパ、約束の週末』ですが、こちらは推奨でお願いしたいと思います。ほかの委員からもほとんどいろいろ出ていますけれども、やはり主人公のジェイソンがASDということで、作品を見ている中で、自分も思い返してみると、小学生の時に周りにそういう子がいたな、であったりとか、自分も何かこだわりを持ってしまうところがあって、そういう側面があるんじゃないかとか、いろいろ考える機会になるんじゃないかなと思いますので、子供達、青少年が見るのにふさわしい映画じゃないかなというふうに思っております。ですので、対象区分についても、小学生の高学年ということでもいいんじゃないかなと思っております。あと、項目についても、事務局の方で増やして頂いていますが、こちらもそのとおりだと思いますので、そのとおりかなと思います。

二作品目の『アイミタガイ』なのですが、ちょっとここは、非常に私は悩んでおりまして、もろもろの項目と対象年齢等も事務局案どおりかなとは思いますが、優良図書等の推奨ということで、5条の2項で、映画等でその内容が特に優れていると認められるもの、その中でも特に青少年に向けてというところで、どうかなというのを私はちょっと思いまして、最後の大どんでん返しとか、いろんなものがつながって、素晴らしいなと思ったりもするものの、ちょっと悩んでおりまして、ここは保留でお願いをいたします。以上です。

○会長 矢ノ目委員お願いいたします。

○矢ノ目委員 まず『ぼくとパパ、約束の週末』についてでございますが、こちらの物語の序盤に、特殊学校が嫌な理由や、パスタにソースが付いちゃって、車内でパパに怒ったなどの行動が描かれておりましたが、物語が進むにつれて主人公の心の内を、本人の言葉で視聴者に明らかにして行くシーンが大切に思えました。また、同じことが起きていても、見え方がこんなに異なるんだなということを考えさせられる映画に

なっていて、主人公の理不尽な行動もASDというものを理解していれば分かるし、知らなければ我儘に見えてしまうという事。また、実はこの作品、主人公だけじゃなくて、母親、父親も学校や周りの人から心無いことを言われていたり、父親自身が仕事か子供かを選ばなきゃいけない時に、理性を失うシーンがありましたが、作中、主人公にずっと同じことが起きていたなというふうに見ていて感じました。こういった形で、一つ一つの出来事を違う視点で見て行くという観点でいうと、青少年だけじゃなくて、人々の良識と倫理観を育むいい作品だなというふうに見ていて感じました。よって、事務局案の推奨理由と区分で賛成でございますが、資料についている推奨理由のところ、少し気になるところがありまして、6ページの第2段落目の所で、幼いころからというところと持続的な表現が少し気になっておりました。ASD、いわゆるこう遺伝要因と環境要因の複合疾病といわれている病気でいいんですけれども、わかりかし社会的には特性として捉えられているものかなというふうに考えておりますので、幼い頃からというよりも幼い頃に診断されたという方が、少ししっくりくるかなというふうに感じました。あと、下のところの「推しのサッカーチーム」というところも、推しというのもわかりかし、市民権を得てきましたけれども、推奨理由なので、自分の好きなチームとかそういう一般的な表現の方がよろしいんじゃないかなというふうに感じております。

二点目の『アイミタガイ』の作品についてでございますが、こちらも事務局案の推奨理由、対象区分で賛成いたします。こちら主人公とかかわります登場人物たちの物語が、穏やかなオムニバス形式で進んでいくんですけど、相身互いによって、登場人物たちが足踏みしていた感情が歩み出していくという、非常に清らかな作品だなという感じがしました。タイトルにもある相身互い、人は一人で生きていけない。何処かで誰かに支えられている事を考えさせるテーマだと思います。この作品は、社会の自立に向けて、自分って何者なんだろうとか、家族とか友人など他者に対して問いかけて、多様な課題を抱えるいわゆる思春期後期、中学生高校生の方々に対して是非推奨したい映画でございます。以上です。

○会長 E委員お願いします。

○E委員 まず『ぼくとパパ、約束の週末』。私の身内にも発達障害の子供がおりま

して身につまされましたが、と同時にこれは自閉症スペクトラムや発達障害の子供を持つ親御さんにとっては、導きと癒し、ストレス解消にも役立つと思いました。映画の中の両親とおじいちゃんの、主人公との向き合い方は、多くのことを教えてくれます。もちろん、青少年にこういう子供たちとの関係性をじっくり考えてもらうために極めて有効な材料になると思いました。

それから、この映画にはブンデスリーガの各チームのファンとスタジアムへの愛情とリスペクトが溢れていて、とても好感が持てますし、文化としてのプロサッカーのありようを知ることができます。実話に基づく素晴らしい映画、文句なしで推奨に値すると思います。

次に『アイミタガイ』。『ぼくとパパ・・・』と比べて物足りなさを感じてしまいましたが、これは取り合わせの問題なので致し方ないですね。

命の尊さを訴え、「人は苦難の中でもなぜ生きていけるのか」を問うた作品で、感情に訴えてきて涙腺を刺激されてしまいます。中高生の中にはそういうド直球の作品のテイストに鼻白む向きもあるかもしれませんが、多感な中高生にこそ観てほしい作品ですね。

2 作品とも推奨をお願いします。該当項目、対象区分ともに事務局案の通りで結構です。

○会長 A 委員をお願いします。

○A 委員 まず、二作品とも事務局案での推奨ということではないかと思えます。

一作目ですが、非常に難しい内容だなと感じました。私自身もこの ASD に関して理解不足でしたので、この作品を観て少し理解をさせていただいたかなと思います。先ほど H 委員からもありましたけれども、日本語字幕で、ドイツ語で発せられる言葉からの感情の変化というのは非常に強く刺さる感じでした。対象の区分で、小学校高学年ということですがすごく激しさを感じるのではないかと思います。主人公が 10 歳ということですので、同年代ということで対象区分して必要かなと感じるところもあります。

二作品目に関しましては、非常に逆に穏やかな感じで。また先ほど他の方のご意見

にもありましたけど、展開が読めてしまうような展開でしたけれども、事務局案にありますように、他者を想い行動するということが、巡り巡るということが分かりやすく描かれていて良かったと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。D委員お願いします。

○D委員 まず、『ぼくとパパ、約束の週末』についてですけれども、推奨に賛成です。対象区分も事務局案で結構です。私はこの映画を拝見させていただいて、二つの側面があるというふうに思ったんです。一つは、やっぱり自閉症の子供の生きづらさ、周りの人たちの思い。子供の世界を理解しようとする両親も含めた周りの人たちの姿をとおして、発達障害を持っている子どもたちをどう理解したらいいのかっていうことを、見ている私たちにも考えさせる映画だと思うんです。同時に、題材は自閉症っていう発達障害なんですけど、やっぱり社会は、もうスタンダードに当てはまらない子たちを、ちゃんと包摂する、やっぱり受け止めなきゃいけないんじゃないかっていうことを教えているように思いました。非常に大事な映画だと思っています。

もう一つは、E委員がおっしゃっていたように、サッカーのスタジアムを回っていくんですよ。それで、56でしたっけ、チームね、全部見たいと言った。それはその見えてくる景色風景、臨場感がすごく伝わってきて、そこは、芸術作品としても素晴らしいというふうに思いました。

それから、『アイミタガイ』です。『アイミタガイ』は友人を失って、喪失感を持ちながら日々暮らす主人公が、周りの人たちとの交流や出会いを通じて、徐々に前向きになっていく心の変化を描いたのかなと。そして同時に、周りが実はつながっていたんだということが、映画をとおして分かりました。やっぱりちょっと出来過ぎかなというのは思ったんですけども、でも、若い子が観たり、映画ですからフィクションではあるわけだから、物語としてはいいのかなと、楽しめるかなというふうに思ったのが一点。それから、草笛光子さんの役は非常に素晴らしかったですね。感銘を受けました。彼女の役が、あの女優さんの役が、ちょっと全体を引き締めている、そんな感じを受けました。もう一つは、映画に出てくる景色です。あれ、三重県が舞台になっているんですが、非常に街の様子が、レトロ感が出ていて、私の好きな風景でありました。なので、この映画は推奨に賛成で、対象、区分も事務局案でよろしくお願

いします。

○会長 G委員お願いします。

○G委員 まず『ぼくとパパ、約束の週末』ですが、推奨に賛成です。私も自閉症、ASDのことをあまりよく知らなくて、自分なりにこういう病気だろうな、こういう症状だろうなと思っていたのが見事に違っており、勉強になった映画です。先ほども出ましたが、ちょうどサッカーワールドカップのアジア最終予選をやっている最中でもあり、また日本人のプロ号、奥寺選手が活躍したのもドイツブンデスリーガのブレーメンでした。それらの試合を全部観るといのはすごくビックリするようなストーリーでしたが、エンターテインメント性も十分あって、上映時間の110分があつという間で本当にいい作品でした。推奨賛成で、対象区分と該当項目も事務局案でよろしいかと思います。

2つ目の『アイミタガイ』ですが、先ほどC委員が悩んでおられましたが、私も多分同じ所で「えっ」というふうになりました。何ですかね。すごく良い映画ですよ。大人の我々にとっては、もう優良映画推奨120%間違いないという感じですが、中高生にとってはどうなのかというのが自分の中でありました。作品が良すぎてなのか、そんなに世の中上手く行かないだろう、そんなにうまくつながってないだろうと思って、また時には裏切られることだってあるだろうとか、色々考えてしましまして。中高生にとってはやはりちょっと重い映画なのかなという感じがして、正直なところペンと来ませんでした。ですので、こちらの作品は保留とさせていただきたいと思えます。以上です。

○会長 会長代理おねがいします。

○会長代理 ほとんど議論が出尽くしてる感じで、新たにあまり付け加えることはないのですが、『ぼくとパパ、約束の週末』これは推奨でお願いしたいと思えます。今、あんまり日本でもよく十分には知られてないASDについて、理解を深めるということ。それだけでも十分価値があると思えますし、非常に観ていて面白い映画でした。

それから、主人公の子供のこともそうですけど、あの両親の苦勞ですね。親の立場から見ても、とても考えさせられます。それから、おじいさんの存在感っていうのは、なかなか面白いなっという印象がありまして、先ほどの議論がありましたが、青少年

の思考力、批判力、また観察力を養うもようなものであること、そこにぴったりと該当すると思います。

小学校の高学年が、確かにどこまで理解できるのかなというのにちょっと不安なところはありますけれども、主人公も小学生ですし、区分も事務局案どおりで結構かと思えます。

それからもう一つの『アイミタガイ』ですけれども、とても美しい映画だと思います。そういう意味で、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること。これに該当すると思います。これも、今までの議論ありましたけれども、どちらかというと大人が観て感動する映画なのかなと。中学生高校生、特に中学生あたりどうなのかなというところは確かにあるのですけれども、あえて反対することではないので、中学生高校生対象ということによろしいんじゃないかと思えます。

○会長 ありがとうございます。

もう、私も申すまでもなく皆さんのご意見に賛同です。特に『ぼくとパパ、約束の週末』については、是非青少年に見てもらいたい、かつ楽しい映画でしたし、『アイミタガイ』の方も、青少年も観て感動してもらえればいい経験になるのではないかと思います。ということでございまして、皆様の意見、『ぼくとパパ、約束の週末』の方は皆さん、推奨するということで、1名、小学生の高学年ではドイツ語がどうかという意見もありましたけれども、概ね事務局案どおりということでした。『アイミタガイ』の方も、保留という方がお2人いらっしゃいましたけど、大方の方は推奨するというのでございまして、二作とも、推奨ということで答申してよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、それでは、そのように答申をさせていただきます。

それでは、事務局の方、何かありますか。

○若年支援課長 都民の申出につきましては、9月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するまで、調査・審議資料はしまっていていただくということをお願い致します。では、よろしくお願いたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、

映画『ぼくとパパ、約束の週末』及び『アイミタガイ』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

推奨映画のプレス発表は、令和6年10月17日（木曜日）、公告予定日は令和6年10月22日（火曜日）となります。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和6年11月11日（月曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

お疲れ様でございました。

(午後5時15分閉会)